

令和3年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和3年9月10日(金)

令和3年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年9月10日(金) 開議 午前10時00分
散会 午後 1時45分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 青山敬則

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 7番、加藤 彰 男
- (2) 4番、山 本 典 式
- (3) 1番、浅 尾 も と 子

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。ただいまから令和3年第3回東栄町議会定例会一般質問を開会いたします。

議長（原田安生君）

日程第1、一般質問を行います。今回通告のありましたのは、御手元に御配付してあります議事日程のとおり、3名でございます。質問は、答弁を含めて50分以内で行います。最初に一括質疑方式、一問一答方式か、質疑方法を述べてから質問を行ってください。答弁者は自席にて行いますので、その旨お願いをいたします。

それでは、7番。加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番加藤彰男君。

----- 7番 加藤彰男 議員 -----

7番（加藤彰男君）

議長の許可のもと、一般質問を行います。初めに、現在の新型コロナウイルス、第5波の感染拡大という状況の中で、感染対策の最前線で奮闘していただいている医療関係の方々をはじめ教育福祉環境を含む多くの皆様に心から感謝申し上げます。続いて、新型コロナ感染対策について子供たちへの感染を防ぐためにを一問一答にて質問いたします。新型コロナの感染が拡大する中、感染力の強い変異株による新たな感染が全国で広がっています。現在の感染状況の特徴として、これまで比較的感染しにくいと言われてきた子供たちの感染が拡大しています。今年の春以降進められている住民の皆さんへのワクチン接種を引き続き推進するとともに、子供たちの感染予防、感染対策が重要な取組みとなっています。今後の対応について質問いたします。1問目です。8月27日付けで、文科省が新たに新型コロナ感染症対策の対応ガイドラインを全国の教育委員会をはじめ各教育関係機関に送付しました。これまでは、保健所による濃厚接触者の調査や検査結果を踏まえて、それぞれの学校で、休校や学級、学年

閉鎖の判断がされてきました。今回のガイドラインでは、学校側が濃厚接触者の候補者を調べ、学校医などと相談して学級閉鎖や休校を判断するとしています。そして、学級閉鎖はクラスで複数の感染が判明した場合や感染者1人でも、濃厚接触者や風邪の症状が複数いる場合として、期間を5日から7日程度の目安で、同様に学年閉鎖や休校も判断するなどの基準も示しています。法的には学校保健安全法が根拠になると思います。小学校中学校がそれぞれ1校で、学年のクラス編制も限られている東栄町の場合は、どのようにこのガイドラインに沿った運用が考えられているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

直近の文部科学省のガイドラインにつきましては、ただいま議員発言のとおり、令和3年8月27日に、児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応についてのガイドラインが出されております。東栄町としての新型コロナウイルス感染症の影響による学校運営の方針につきましては、愛知県教育委員会が発出します県立学校の対応を参考にして、東栄町の実情を勘案して方針を決めております。2学期からの小中学校につきましては、感染予防対策をさらに強化した上で通常どおりの学校運営としております。保護者の皆さんは、児童生徒が、感染者または濃厚接触者となった場合の対応、それから臨時休業出席停止の基準について文書でお知らせしたところでございます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今回答がありましたけども、このガイドラインの中にですね示されている部分として、保健所との連携で初動体制を整理するという点がまずですね前段部分として、取組みとして示されています。さらにですね、臨時休業の範囲や条件などを事前に検討し公表するとされています。先ほどのですね、町として検討されて保護者の皆さん等示されていると。このプロセスもこの全体の中で進んでいるという理解でよろしいですか。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

御質問の件にお伺いします。学校の臨時休業、学年の臨時休業、それから全校の休校等につきましては、既に非常事態宣言が、早い時期に出されていたときに、保護者の皆さんに文章をもってというふうな形で対応させていただきますというのは発出しているところでございますが、今回また新たにこういうような状況になりましたので、基本的には濃厚接触者が出た場合、その学年はまずその子を出席停止にして、3日間ぐらいかけて学級を中心にその子の動いた動線に従って消毒をさせていただいて、ほかの子供たちに罹患する可能性を低くした上で、その学年は出ていただくというようなこととなります。ただ、罹患者の数が何人になるかによって先ほど課長のほうからお話がありましたように、学年閉鎖にする場合もございますので、そういうような形はその場合場合ですので、保護者の皆さんには、一々細かい一々というか細かなことを全て提出するとかえって混乱を招きますので、そういうような形で発出をしているところでございます。それから、保健所の件でございます。新城保健所さんと連絡をとりまして、実際、今回の場合でも保健所の状況が逼迫している場合には、各学校で濃厚接触者の候補者を調べることができるというふうな形に示されております。どういう状態が保健所が逼迫しているのかというようなことについてもお伺いをしながら、どういうふうに学校が動いていけばよいのかということについては既に確認済みでありますし、こちらの休校あるいは学年閉鎖等のことについてもお知らせがしてあるところであります。あわせて、学校医の先生にも、今回学校を2学期始業式を行うについてもいろいろ御指示をいただきましたが、状況に応じて相談をかけてかけさせていただいて、学級閉鎖等の措置を判断、判断というかですか、御指導いただくような形で事前の了承をいただいております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今のそれぞれ説明の中で、ガイドラインに沿って、町としては新城保健所と連携しながら進めていくというふうなことだと、保護者の皆さんに伝えているということになっていると思います。1点です。それぞれの学校、保育園でのですね職員の皆さん、教職員の皆さんや保育士の皆さんのワクチンの接種状況は今現状どうなっているのでしょうか。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。教育長。

教育長（佐々木尚也君）

はい。小中学校、保育園ともに、順調に進んでおります。特別な事情、体調等も含めましてですね、終わりの先生もいらっしゃいますので、あれでありますけれども、今日の方もいらっしゃいますが、今日も含めて1回目の接種をほとんどの方が1名を除いて終了するという予定になっております。東栄町以外の在住の先生の方もいらっしゃるわけですが、そうした先生方も自主的に大規模接種を受けたりそれから本町のほうでも受けるということができるようになっておりますので、そうやって順次対応を進めているところであります。2回目までが全員終わっている状況ではございませんが、全員そのような形で、進んでおります。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

それぞれの学校、保育園の方のワクチン接種も進んでいる。いわゆる関係者のワクチン接種も進んでいるというふうな説明だったと思います。2問目ですけども2点目です。これまで東栄町では、1校1園の保育園、小学校、中学校の連携の取組を進めてきました。今回の新型コロナ感染対策の取組みにおいても、子供たちや家庭への感染を防ぐために連携した一体的な取組みが重要になっています。学校、保育園での感染対策の取組や必要な感染対策の備品の配置、また情報の共有化など、様々な取組みが必要です。この点でですね、いわゆるそれぞれの連携した取組みについて、どのようになっているのでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。まず保育園の感染対策の取組みにつきましては、保護者が送りや迎えに来る際に利用する入り口及び来客者が利用する正面の入り口に自動検温器と手指消毒器

を設置し、来園される際には、検温と手指消毒を実施していただいております。また登園前には園児の検温をしてもらい、連絡帳に必ず記載してもらっております。また保護者が参観するイベントにつきましても、二部制で時間を分け実施し、参観人数についても制限をかけ、密にならないように工夫しながら実施しております。なお、感染者の濃厚接触者や疑いのある方が出た場合の登園、登園停止の取扱いにつきましても、他市町村の取扱いを参考に、マニュアルを作成して、おります。以上です。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

それでは小中学校の感染対策です。まず、小中学校のハード面につきましては、昨年度地方創生臨時交付金を活用しましていくつかの施設整備や備品を購入させていただきました。三密を避けるための学輸バスの更新、感染症、熱中症対策としてのエアコン設置、小学校の屋外手洗い場の増設、水道蛇口のハンドル取替え、各種感染予防対策用品などを整備しまして現在も有効に活用しております。学校生活につきましても、小学校中学校ともにできることは全て行って万全を期しております。具体的には、毎日の健康観察カードの提出、マスクの着用、小まめな手洗い手指消毒の指導、窓開け換気、ソーシャルディスタンスの確保、来客者を含めた検温、校内の消毒などです。授業では、全校の合唱や調理実習などの取り止めや三密にならない工夫などをしております。また、給食につきましては、はしの持参、給食用専用のマスクとバンダナの着用、食べる直前のマスク外し、会話をせずに食べるなどの工夫をしております。中学校の部活動につきましては、大会等のガイドラインに沿った対応やプレー中以外のマスクの着用、部活動練習日の制限等の対応を取っております。また今回の緊急事態措置に伴いまして、2学期からはさらに対策を強化してございまして、健康観察カードに家族の状況も記載してもらい、内容の確認については、毎朝、教室へ入る前の玄関のところで、児童玄関の前で行うことといたしました。また学校医の助言によりまして、学校では不織布マスクを着用することとしております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

それぞれ保育園、小中学校ということで、所管の課から説明がありました。それぞ

れの取組みです、感染に対する取組み、備品の配置等を含めてですね、それからマニュアル等、それからそれぞれ行事の対応というふうな説明もされたわけですけども。もう1点ですね、家庭によっては、保育園、小学校、中学校など複数の場ですね学びの場に子供が通っている場合もあります。家庭を基本にした場合ですね、この保育園、学校それぞれが家庭とどう連携するのかという点、つまり、一つの家庭を考えたときに、保育園にお子さんが通ってみえるし小学校も行っていると、それから放課後にも行っているというパターンがあるわけですね当然。それから、それぞれ小学校中学校で行事も違ってくるといふ点ではですね、家庭を基本にして、それぞれ複数のお子さんが通っている場合の家庭への対する情報提供のスムーズな情報提供、つまり一元的な情報提供、この点での検討はされているのでしょうか。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

はい。1小1園1中の状況でございますので、つい先日も、校長先生と園長先生が集まっていた校園長会を毎月開催をしております、そのところでも、中の連携をうまくとれるように、情報交換がうまくできるよにということ、まずは学校側の受け手としては、1園、2校が連携をとって情報がお互いに行くようにしております。それから、御家庭に対しましては、それぞれ、メール等含めまして、全ての保護者の皆さんに、緊急状況についてはお知らせができる状況がとれておりますので、そういうような複数の形で、状況が伝わるような配慮をしております。災害時の児童の引渡しなどにつきましても園と小学校がすぐ近くにあるということから、うまく連携をとりながらやっておりますので、そういうような、何ていうか、お互いの連携については、かなり密にとれるような状況をつくって来ているというふうに考えております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

それぞれの校長会、園長、校長会ですね、含めてということですけども、やはり危機管理という点考えたときに、それぞれの調整という面と同時にですね、一元的にどっかで把握していくという点では例えば、3役のところ、教育長もしくは副町長と

ころです、それを全体を統括しながら必要な部分は、それから指示なりですね方向性を出していくということもあるかと思えますし、もう1点は、やはり保護者の皆さんのところを考えたときに、コロナ禍において通常とは違うという形でPTA活動、保護者の皆さんの役員の数と違ってきていると思いますが、一点、やはり保護者の皆さんの関係性で言うならば、PTA役員組織も含めてですね、情報どう共有化するか、当然コロナ禍の中でのできる範囲ということになるんですけども、その点では一元性という問題とそれから、保護者目線での役員の共有の中における役員組織、この点ではどうでしょう。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

おっしゃるとおりかというふうに思います。ただですねコロナの罹患状況については個人情報になるものですから、それを具体的に皆さんにお知らせするということは本来的なハードルがあるわけがございます。学校としては、小さいところがございますので、結果的に多くの皆さんが知ってしまうという状況っていうのは、逃れられないかなというふうに思うんですけども、そういうふうな流れの中でも極力、罹患が広がらないように、あるいは、広がっている皆さんが、安心なり、あるいは適切な処置が受けられるようにということでの一元化というのを教育委員会を軸に対応させていただいておりますし、保育園については住民福祉課と常に横の連携をとりながら進めているところでございます。ただ、さっきも言いましたように、情報の公表になってしまいますので、そのところについては慎重を期す必要があるというふうに考えています。その2つの間の中で極力広がらないようにという、努力は惜しまないつもりでございます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

やりとりの中で、個人情報については、当然それは前提になって保護されなくちゃいけないわけですから、今の話については、いわゆる感染対策の状況やそれからどういうふうに学校運営をしていくのか、保育園運営をしていくのか。その部分について、やはり保護者の皆さんにという前提ですから、個別の感染状況というのは当然、個人

のプライバシーやそういう権利が守られるということを前提にしていますので、その部分は誤解がなきようお願いいたします。3点目ですけども、コロナ禍が続く中で、今年2月に、文科省は、感染症も含めた形で非常時に止むを得ず学校に登校出来ない児童生徒の学習指導についてというオンラインを活用した授業などの通知を出しています。東栄町でも、GIGAスクール構想を踏まえて1人1台の学習用タブレット端末が配付されています。今後の感染状況によって、臨時休業、休業措置等の場合に、どのような活用方法になるのか、御説明をお願いいたします。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

臨時休業や、児童生徒がしばらく学校を休まなくてはならなくなった場合などに備えて、小学校、中学校ともにタブレット端末を家庭に持ち帰って、学校と児童生徒とのコミュニケーションを図る体制の準備を進めております。小学校では既に各家庭と学校との接続テストを終えておりまして、間もなく実践に近いオンラインでの活用をテストする予定です。中学校でも、生徒や教員への使い方の研修を行った後、家庭への持ち帰りをを行う予定です。現在のところは、臨時休業となった場合に備えてのタブレット端末の家庭への持ち帰りを想定しているわけですが、将来的には恒常的に持ち帰って家庭学習で活用することも検討をしております。そのためにタブレット端末の持ち帰りに関するルールや活用の方法などに関するガイドラインを作成して、現在保護者の皆さんにお示しをしているところであります。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、端末についてのですね取扱いの方向というのが出されましたけども、文科省の通知ではですね、保護者の理解、家庭の事情などオンラインを活用する際の具体的な学びの場である家庭や保護者の方へのですね事前の対応、そして配慮が必要だというふうに出ています。この辺では事前説明という部分もあると思いますが、配慮という点ではですねそれぞれの通信環境、教育委員会のほうでは、Wi-Fiのルーターのほうも配布されているかと思いますが、そういう個別の部分です。ねどこまで対応できるかどうかということを含めてどうでしょう。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

はい。感染状況が、先ほど議員の御説明にあったとおりでしたので、うちも休業を心配をしまして、Wi-Fiルーター等については、環境の無いところへ貸出しができるように、現在、既に9台を借りてありますし、すぐにも対応ができる状況が整えました。議員の御質問のように、まずは何ていうんですか、学びを止めないというスタンスでの準備です。完全な持ち帰り、日常的な持ち帰りについての万全を期した対応というふうではございませんが、もし、学校が休業せざるを得なくなったときに、子供たちとつながっていけること、それから子供たちに完璧ではないにしても、オンラインによって学習を進めることができるような条件整備をするということで今回緊急措置としての対応をしておりますので、そういうふうに御理解をいただけたらというふうに思います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

そうしますと家庭でのですね学びの場という点で、タブレットの活用については学校がそれぞれ、保護者の皆さんにどういう使い方を今後していく、先ほど課長から答弁がありましたように研修をした後にですね持ち帰りということで準備をして、すぐ始まるわけじゃなくて十分準備した上で持ち帰りができるようにしていくというふうなことだという話だと思うんですけど、その辺ではこれは学校が小学校中学校それぞれ対応する場面だと思うんですけど教育委員会も含めて、この対応のいわゆるその準備段階というのは、相当こう練っていくというかですね、準備していくという、そういうプロセスで理解していいんでしょうか。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

日常的に毎日持ち帰るような状況をつくるためにはそれが必要になるというふう
に御理解ください。それから今回のことについては教育委員会名でタブレット端末の
家庭での使用についてということで、これはもう本当に家庭については保護者の皆さ
んに見ていただかないと、リスクが大きい部分もございますので、そのことも御説明
をさせていただいて家庭学習におけるガイドライン、それから子供たち向けの使用の
ルール等を教育委員会名で出させていただきました。それを御理解いただいた上で保
護者の皆さんから借り出しの申請をしていただいて、その上で持ち出しを可能にする
というふう持ち帰りを可能にするというふうな手順を踏んで進めているところでご
ざいます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今回はそれぞれ保育園、学校関係の対応ということで御答弁いただいたんですけども、このガイドラインに沿ったことがですねならないようになっていうことが1番いいわけですし、またなった場合における今準備状況を確認いたしました。本当に学校の教育現場については、この2年近くある中でですね大変な困難さというかですねいろんな部分努力されたと思いますし、引き続きこの状況の中でどうしていくのかってございますけども、教育委員会、そして所管を含めてですね、横断的、また一元的な対応を含めて頑張っていたいただきたいというふうな期待しております。2問目に入ります。これからの町政と住民合意の在り方について、直接請求、町長選挙などを踏まえてについて質問いたします。昨年末からの二つの直接請求による署名活動や町長の解職請求を通して、この町の自治の在り方が問い直されました。条例改正の直接請求は議会で否決となり、また町長の解職は町長選挙という結果を受けて、町政の継続となりました。直接請求は地方自治法に定められた直接民主制の住民の権利です。そして同時に、この直接請求の制度については、先の愛知県知事リコール問題も含めて、その在り方がいろいろな場で改めて論議がされています。そして今回は、新医療保健施設の建設を進めるに当たって、その政策プロセスや町の財政運営も含めた財源などについて、住民の方々への十分な説明がどうであったのかも問われてきたと思います。以上を踏まえて質問いたします。1点目です。町として、今後の新医療保健施設の建設に当たり、住民の方々への説明を今後どのように考えてみえるでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。住民の方々への説明についてですけれども、建設についての説明というよりは病床を無くすことによる、対策案や仕組みづくり、こちらを早急にまとめまして説明をしていきたいと考えております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今のところでは新たな部分の対応の説明をしていきたいというふうな、なることかと思えますけれども、しかし同時にですねコロナの状況があるという中でですね時間経過する中で事業が進んできたという部分があるわけですから、引き続きコロナ禍というですねコロナという条件はある中で、直接ということは難しいにしても何らかの資料を作成したりですねそれを配布してお届けする。つまり、情報として分かりやすい情報をお伝えするということはどうしても必要じゃないかというふうに思うんですけども、その点改めてどうでしょう。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。議員おっしゃるとおり、やはり丁寧な説明は必要だと思いますし、やはり説明会に出られなければ、資料作成、配布して、なるべく分かりやすく伝えていきたいとは考えております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

その点では、これまでのプロセスの中で十分出来なかった部分はやはり建設が進む方向で行ったという中でもですね、責任を果たしていく役割を果たしていくことが大

事じゃないかというふうに思います。あと実際に施設が出来ていくというプロセスの中で、例えば今後の中において、提案や意見要望に対応できるような要素があるのかどうか。例えば備品のことだとかですね、備品等の専門的な備品を当然、それぞれ医療分野です、それから福祉分野で検討されていくわけですけども、いわゆる空間的な部分とかですねいろんな部分は、住民の皆さんがそこで通院されたりですね、保健センター、保健福祉センターに通われるということがあるわけですから。いろんな部分です、住民の皆さんのところの御意見提案などについてもですね、受け入れるということがまだあるんでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

ある程度、家具の配置とか決まってしまう部分はあるかと思うんですけども。例えば、配置した後でも、住民の方からこう直したほうがいいじゃないかっていうような御意見が取り入れられるような意見がありましたらそちらのほうは取上げていきたいと考えています。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

先ほど言いましたように専門的な機器等含めてですね、それからこれから設計も含めてそういう専門性の部分がありますから、全体というのは難しいと思いますけども、幾つかの条件があればですねその辺のところはぜひ住民の皆さんからもやっぱりコミュニケーションをとっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。2点目ですけども、今回の建設計画において、長年20年近く住民の方々も参加した、医療福祉のあり方の論議の経過、そして自主財源も含め、限られた財源での町の財政運営など、論議の基礎となる資料情報が十分伝わっていたかどうかという点もありますが、この点はどうでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。医療福祉のあり方、町の財政運営などの資料につきましては、町民の皆様にもわかりやすい資料を作成し、広報誌、回覧、あるいは行政報告会等で、情報提供をしていきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

やはり2002年からですね20年近くというところで東栄病院施設設備等検討委員会などを含めてですね、施設の在り方、それから経営のあり方ですね論議してきたわけですけど、その辺りも含めてぜひ整理した内容が必要ではないかという点。そしてもう一つは、今財政のことでも言われましたけど、隣でいくと新城市さんをはじめですね幾つかの自治体のところでは財政の話について住民の皆さんに分かりやすいような冊子も作っています。このあたりは、内容をどうするかはあるんですけども、分かりやすさと伝えやすさ、また理解いただけるような部分として、それぞれ事業計画の経過の部分、そして財政という点で作っていく必要があるんじゃないかと、この2点なんですけどそういう確認でよろしいでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の医療センター保健福祉センターの中でもですねやはり今後の財政というところがですね、やはり大きくやはり取上げられておりますので、今後やはり先ほど住民福祉課長が申しましたように、やはり住民にとってやっぱりわかりやすい言い方でですね、そういったことも踏まえながら、今後どういった伝え方がいいのかも含めてですね研究していきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

特に財政については、それぞれ市のレベルでは多くのところが、いわゆるどういう形の情報の提供の仕方、つまり印刷物ですね、冊子等含めた検討はして、実際、積み重ねてみえますから、そういう先進事例も参考にされていくことが大事じゃないかというふうに思います。3点目になりますけども、今回は透析など行政としてですね改めて対応する政策もあります。町としてですね、地域包括ケアシステムをこれ新たに構築していく必要があるんじゃないかと。地域包括ケアシステムについては、改めて言うまでもないことですが医療、福祉をはじめ、地域の社会的資源をネットワーク化して、地域での課題を解決していくという点が重要です。今回の透析など新たな方向性も含めて、町の地域福祉計画、各分野を横断的にカバーする地域福祉計画の策定とあわせて、地域包括ケアシステムを再構築するこのことが大事だと思いますがいかがでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。それにつきましては、現在検討を進めている事業等を盛り込みながら地域包括ケアシステムを再構築しまして、各種計画と整合性を図るとともに一層連携できるよう考えていきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

その点では、それぞれ所管のところに福祉関係のいろいろな計画があるわけですけども、地域福祉計画についてはですね、これはやはり地域づくりを含めてですね基本的なベースになっている。これは東栄町、これは作ってくという流れができて今進めていると思うんですけど、その点では地域福祉計画をまず進めながら、それに関連する計画を整理するというそういう順序立てていいんですか、理解として。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、今議員言われたとおり、現在地域福祉計画策定中でございますので、これがやはり一番の基になる計画ですんで、こちらのほうといろいろ整合性をとりながら策定していきたいと考えております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

2点目になります。この間ですれ一連のマスコミ報道等ですね、新聞報道を通して必ずしも正確でない情報も一部伝わっていると思われるということもありますが、この点について、町として何か対応というかですねあるんでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。新聞報道に関して、具体的にどの報道を指しての御質問か分かりませんが、町としましては、町民の皆さんに対しまして行政報告会、広報とうえい、とうえいチャンネルといった情報発信手段を通じて、正確な情報提供に努めてまいりたいと思います。また、その中で、不正確な情報があれば訂正してまいります。なお、取材対応も含めて、報道機関に情報提供を行うに当たりましては、引き続き正確を期してまいりたいと思います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

この報道の場面でですね正確かどうかというのは極めて微妙な部分もあると思うんですね。ある面から言えば、これは正確でないというふうに主張が出るし、そうじゃなくて反対にこれはそうだろうというですね、それを踏まえたときに、この1年間また半年、さらに、今回ですね、町長選挙というふうな場面もあったわけですけども、

東栄町の政治、自治、民意など、様々な点です、多くのマスコミの方々が報道されてですね、同時にそれぞれの報道の中では、一定のオピニオンですね、意見が出されたというふうに思います。しかしこれはマスコミ報道、先ほど答弁あったと思うんですけどマスコミ報道というだけではなくてですね基本的な基礎自治体として町として、住民の皆さんに責任を持つ立場からやはり情報提供をしっかりとやっていくと。いうことはですね、これは別に大事だというふうに思います。前例になっていると思います。その中の一つとして、これまでの法の中で、東栄町に類似する公立病院を持つ自治体の事例として幾つかの自治体の名前が挙がっていました。しかしそれぞれの自治体の財政状況が違っての中でややもすると他所で出来ているなら東栄町でも同様にできるのではないかといい受け止めも広がったというふうに思うところでもありますけど、その辺りは、町としてですねどんなふうにこれ辺りを捉えたか、簡単にお問い合わせいたします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

副町長（村上孝治君）

今の話を含めると、やはり自治体は類似団体と同じ人口のところにですね、それぞれの地域でございますので、人口規模が東栄町と同じぐらいの規模というような状況もありますし、しかしながらその自治体の実態は全く違う状況であります。財政状況も違いますし、その地域の事情も違います。だからといっても、その比較をする状況の中でですねそこまで現実的に確実に調査をして載せておられるかということ、そういうところもないということもございます。そういった状況の中で、それを調べていただければですね実態はすぐに分かるのでありますので、非常に残念なところもございますが、そういった状況でございます。それから特にこのマスコミ報道についてはですね、例えば会見を開いてしっかりとやる場合は、資料をお渡ししてそれをもとにしてお話をさせていただきます。もう一つは、やはり取材だとか、ぶら下がりによつての取材もございますので、それを受け止めてメディアの方が書かれるという状況だというふうに思っております。そういった状況の中で、この本当に半年間、テレビ含め新聞もそうですが、いろんなところで報道されました。その中には、やはり実態として数字を上げたり、例えば、医療機関がどうだという話もありますが、そういうことをですね、全てにおいて確認をして載せておるといふような状況でもないというふうに思っております。そんな状況でございますので、我々が行政として発信する情報は間違いがあつてはならないというふうに思っておりますが、それぞれ今回の場合は、選挙を通じての状況でありますので、非常にそういうところではですね、やはり、そこ

までの細かいところがないというところだというふうに思っておりますが、今後しっかり行政側の出す情報についてはですね、先ほど住民福祉課長が申したとおり、正確な情報の中でしっかりお伝えをし、もし本来それが違っておれば訂正文を出すというのが本筋だというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

マスコミの皆さんはやはりマスコミの皆さんの責任においてですねそれぞれ取材されですね、そして記事にされ報道されていく。これは新聞、テレビ問わずですね共通しているということになりますし、それがマスコミの皆さんの本来のですねまさに達すべきところだというふうに思い理解しています。今出たところの若干ですね私は他所との事例の中で、東栄町がというところではっていうのは、確かにあるんではないかというふうに思います。例えばこれらの報道の中で、過疎地の医療を守っている自治体の例として、宮崎県椎葉村や高知県の梶原町などの事例、そしてまた過疎地の部分の地域ということでJ A愛知厚生連の足助病院などの名前が新聞等に出ました。椎葉村や梶原町は自治体の財政規模、基金の保有額などの基礎的な条件が東栄町と大きく違っています。椎葉村、梶原町の平均的な財政規模は60億から70億円ですから、東栄町の通常の財政規模で言えば、1.5倍から2倍近くになります。さらに梶原町の基金積立額、いわゆる自治体では貯金ですね総額ですね、言うならば全体の基金は90億円以上と、東栄町の約3倍になるわけですね。人口規模それぞれ違いはありますけどほぼ3,000人前後ということで、比較されているわけですが、それ以外の要素がですね、違ってきているというところのそれが大きい要素であるということですね。そして、J Aの愛知厚生連の足助病院は、いわゆる自治体の病院がですね条例によって定められて、そこに設立されているというのと、厚生連のほうについては農協法のもとでですね、それぞれのJ A厚生連が設立されて、そのグループの構成事業という形で医療機関が運営されているということですから、基本的に立っている場所がちょっと違うって医療は当然同じですし、あらゆる人たちの医療をですね、受け持っておりますが、経過上の部分が違って、なおかつ医療法によって厚生連の病院のほうですね公的医療機関として位置づけられているという点もあります。ただ一方でですねこのことが、もう少し詳しく言えばそういうことであるということ、東栄町の事情とは違うからということはあるにしてもですね、私たちはもう一点ですね、ここからこの経過の中で学び取る必要があるんではないかというふうに思います。このような経過を踏まえて、私たちの町の条件、この東栄町の条件でどんな医療がで

きるのか、客観的、具体的に住民の皆さんに示していく。これはですね、もう自治体そのものの根源的な責任であるかと思うんですね。これが極めて重要であった。その経過において、様々な展開になったと言ってもいいと思います。これは医療だけではありません、他の課題についても同様に言えます。改めての話ですけど、地方自治の首長議会、この2元代表制、今ここにある首長がおり、私たち議員がいる。この2元代表制は代議制による間接民主制の制度です。この間、間接民主制の制度の中で、どれだけ主権者である住民の皆さんの多様な意見をまとめていくのか。まさに、多くの声という意味での集議、そしてより深く考えていくという点での熟議が実現されるのか。まさに、選挙で信託を受けた私たち自身の責任として改めて深く自覚しなくてはならないと思います。私も当然含めてという理解です。報道などのメディアがまさに民主主義の基盤であると。民主主義社会を支える必須の役割をメディアが持っている。これは本当に歴史的事実だと思います。そして地方自治も含めて、主権者の政治参加、この場面において、マスコミの皆さんが果たさなければ重要な役割があります。だからこそ大きな力を持つメディアの皆さん報道の皆さんが正確性、公平性などのまさに報道倫理というふうなことを共通して掲げられているというふうに思います。先ほど私たちは、この2元代表制の中において、まさに集議と熟議をどのようにしっかり進めていけるのか。そして、この民主主義を担うメディアの皆さんとの部分において先ほどありました、しっかり住民の皆さんに情報提供し説明責任を果たすと同時に、マスコミの皆さんに対してもどういう情報を提供していくのかというふうなことがあると思います。政治を含め、民主主義を担うメディアの皆さん、そしてそれぞれを担う皆さんに私は期待しています。今回の二つの質問、それぞれコロナ禍におけるという状況の制約がある中ですが、やはり私たちの健康と命を守り、この感染対策、対応していく、そして住民の皆さん暮らしを守っていく。そしてもう一つは、やはり基礎自治体として、このコロナの中においても、政策、行政を住民の皆さんの福祉増進のために進めていくと。そのことが、今回、私たちは大きな学びじゃないかというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（原田安生君）

はい。以上で7番加藤彰男君の質問を終わります。

----- 4番 山本典式 議員 -----

議長（山本典式君）

はい。それでは、時間になりましたので再開をいたします。

4番、山本典式君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

4 番、山本典式君。

4 番（山本典式君）

では議長のお許しをいただきましたので、一括質疑方式で一般質問をいたします。まず通告に通告しましたことをございます。新医療センター、今回の選挙についてという題目でございます。質問の要旨でございますが、今回の選挙は言うまでもなく、町長のリコール要件が成立し、自ら辞職したことによるものであります。このため、選挙の争点は明らかであって、町が示す医療体制の縮小を受け入れるか否かの町民にとって大変重要な選挙でありました。しかし、選挙戦のさなか、村上候補側に思いもかけない大きな政策転換があり、そのチラシが全戸に配布されました。関係する内容は、皆さんの声にしっかりお答えします。1としまして「緊急ベッドを新たに確保」、2としまして、「人工透析は民間クリニック誘致も含めて、再開に努力」と明記されておりました。これまでの経緯は、ともかく結論的には町長は新たに公約をしました。今後はチラシのキャッチフレーズにあるように町民の皆さんの期待に応えるべき 1 日も早い公約の実現を願うものであります。以上を踏まえて質問いたします。明解な答弁をお願いいたします。1 今回の選挙の経緯と結果を教訓として捉えれば、ちょっと受け取りましたが、新たな公約を選挙戦の最中に公表するのなら何故もっと早くそのための話し合いをし解決の努力をしてこなかったのか伺います。2 としまして今回の選挙において新たに公約した具体的な内容とロードマップを示すべきと思いますがその点についても伺います。3 町長の後援会のチラシにセンター長にお聞きしましたというコーナーがありましたが内容は別にしてむしろ医師の確保について町長の現状説明がほしいと私は思いました。何故なら別のチラシでは「先生方は状況によっては身の振り方を考える」とまで明言されていますと、記載されていたからであります。町長として町民に不安を残したまま説明なしでこのまま終えるのですか。その点について伺います。4 点目でございますが、新聞に掲載されていた出直し選挙にかかった 800 万円余の選挙経費について混乱を招いた責任があるとして自身の歳費から支払う考えを示した。公費負担を受けられるビラやポスターなどの経費申請も見送るとの発言の根拠を具体的にお伺いします。以上でございます。

議長（原田安生君）

4 番山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず今回の一般質問の関係ですが今回の選挙についてという質問でございました

ので答弁どうしようかと思いましたが、通告にございますので答弁をさせていただきたいと思えます。まず一点目の今回の選挙の経過と結果を教訓として捉えるかということで公約を選挙の最中にという状況でございます。まず一つ目の質問でございますが、質問の趣旨がはっきりしないのでどのように答えて良いのかちょっと悩みましたが、私なりに解釈しお答えをさせていただきたいと思えます。まず選挙でございますからお互いに選挙公約を有権者に判断頂くため出すのが通常ではないでしょうか。今回残念に思うのはこの選挙中にお互いの公約についての公開の場で討論ができなかった。このことにつきましては本当に残念に思っております。また選挙戦は5日間でございます。その中で公約について訴えていくことそれを説明していくことは当たり前だというふうに思っております。そしてそれについて今後も努力していくのが私の務めだというふうに考えております。選挙前に話し合いや解決の努力しなかったことということがございますが、議員もです。選挙になる前までの経過は承知していると思えます。最初の直接請求は病床の維持、透析の再開、救急医療の受入れについての条例化、これは議会で否決をされております。そしてその後には町長の解職請求となったわけでありまして、この期間中そのような場面が果たしてできる状況があったのでしょうか。既にそのことは否決をされその後既にこの事業についての賛否をとるのではなく解職されたという事実でございます。その間、先程質問にありましたようにその話を早くその話し合いをとということが現実この6か月の状況の中でこれが果たしてできるのでしょうか。まず一点はそういうことでございます。またその6ヶ月の間に活動団体が3つも変わっております。そういう状況であります。そして先ほども言いましたように条例の否決後、病床、透析、救急の問題ではなく私の町長解職であったことを考えればです。話し合いをする解決の努力と言われる、簡単には言葉では言えるかも知れませんがそういう状況であったかどうか、この判断は皆様方もご理解をいただけるというふうに思っております。また質問の中にありますように「選挙の経過と結果を教訓として捉えれば」とありますが、これ言葉じりをよく山本議員は言われますが、失敗から学ぶこと言う理解するそのことを質問されること自体いかなものかというふうに思っております。そして2番目の今回の選挙において新たな公約という状況ですが、緊急ベッドは選挙戦でもお話しをさせて頂いたとおり一時的に預かれるようにするものであり、医療行為としての病床は当初から考えておりません。それから透析は町営での再開は無理だということは今までも説明をさせて頂いております。今までのように説明してきておりますが民間クリニックの誘致を含め再開に努力するということでございますが、これは当然企業誘致もそうですがお互いに条件が合って初めてそういう状況の中でです。相手方がある話でありますのでその話ができるかどうかという状況だというふうに思っております。もう三期目が8月8日からスタートしていますがそういったことを踏まえてそういうところがあればです。しっかりとそのことに向かっていきたいと思っております。それから町長の後援会チラ

シの話でございます。質問にありますように「内容は別にして」とありますので、選挙戦前のチラシでするので内容はお答えを控えさせていただきます。医師の問題ですが、以前からこれも何度も同じ質問をされております。何回も答弁させていただいておりますが、現状の常勤医師の今後もお勤めいただけるようお願いをしております。選挙戦も終わりましたので、今後具体的な話し合いをして参りたいというふうに思っております。以前も議員にも説明したとおりこの選挙戦でも説明をしてきております。現在進めている新診療所・保健福祉センターの建設は先生方をはじめ職員皆様方、関係者の皆様との総意であり議会でも議決をされたものでございます。責任をもって今年度も来年度においてもですね一緒に診療所の運営を先生方にもお願いをしていくものであります。既に選挙後、常勤医、先生方との話し合いを既に始めております。次に新聞に記載された出直し選挙の 800 万円という状況。それから公費のビラ、ポスターの事でございますが、まずは選挙後正式には資料をお配りした記者会見は開いておりません。あくまで取材を受けたぶら下がりの取材を受けたという状況でございます。ある 1 社がその 800 万円を責任ある自身の歳費からという新聞社の掲載がありました。他の新聞社は書いておりませんので確認をしていただければ分かると思っております。抗議をさせていただきましたが訂正文は出していただけませんでした。それから「公費負担を受けられるビラやポスターの掲示申請を見送る」との発言、これはその通り発言をさせていただきましたし、令和 2 年度、2 年 12 月議会定例会において東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は議決をされております。よってその後の選挙においては選挙公営制度を利用して具体的には選挙運動用の自動車それから選挙ビラ、選挙ポスターにかかる経費はですね町で負担することが可能となりました。事実はこの選挙費用を町に負担させないということは前々からそういうふうに思っておりましたし、今回の選挙における経費は町に申請しないこととしております。それから最後にですね選挙についてということでございましたので総論的にお話をさせていただきます。今回の出直し選挙は昨年来からの条例の直接請求それから解職、いわゆるリコール請求ですね、さらには住民監査請求の争点であります。あえて論点とは言いませんがこれを踏まえて出直し町長選挙でございました。自らの行政施策が賛成多数の議会のまずは条例改正の否決という状況の中で民意を受けたと思っております。また選挙でもっての多数の有権者の民意として賛同を賜りました。改めて責任を持って可能な限りでのスケジュールでその執行を進めて参る所存でございます。出直し選挙は終わりましたので是非議員もこれからのまちづくりにご協力を頂きますようお願い申し上げます。選挙についての質問でありましたので総論をお話をさせていただきましたが、このことを議長にこの場で話をしているかどうか失礼かも分かりませんが、今までも議会一般質問は後日録画で配信をされておりご覧いただいております住民からもこれまでの一般質問のやり取りについてご批判等も受けております。一般質問は言うまでもなく町政全般に関し

での行政側に現状の見通し等を聞くための一般質問だというふうに私は考えております。議長には再質問を含め選挙の質問でございますので再質問の適切な取り回しを是非お願いをして答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

今答えていただいたわけですが、私は相対的に言って、町長は細かい質問はしてきますけども、町長はこんな短い中でそんなことがやれるかどうか、時間がないじゃないかっていうような一言がありました。私は、じゃあだとしたらこんな選挙の最中に新たな公約を何で打ち出したかちゅうことです。この公約は今まで見ても全然前の段階のあれをすべて否定しているんです。ベッドは用意します、それから人工透析はクリニックを含め今だいぶ消極的な発言があったんですけど。誘致しますその中で人工透析については再開努力をしますって言っているんですよ。こんな短い時間になって言うけども、町長の姿勢はやればできるんですよ。できるのにやらないからです。よそこは反省して下さい。質問します。再質問いたします。町長の新たな公約の発表がなぜ選挙戦の最中だったのかといぶかしげに問い直す人も多いわけです。町長はこれまで赤字経営なのでベッドの無い新しい診療所を建設するという、また人材不足なので人工透析を中止にすると頑固一点張りに言い続けてきました。町民の皆さんの質問にもできない、できませんに終始しました。一度でもなぜ考えてみます、検討研究していますと言えなかったのか本当に残念であります。突然、この状況の延長上に町長のリコールがあるわけです。その反省も認識もしていないということが本当に残念です。しかし、ここにきて状況が一変、選挙戦の最中突然に緊急ベッドは確保します、人工透析やクリニックを含め再開努力しますといった手のひらを返したようなようにできます、やりますの姿勢で新たな公約を発表しました。残念ながら選挙戦まで追い込まれないと町民皆さんの願いが届かなかったということです。中止となっても人工透析の患者さんは増えています。また通院できず治療のため転出したが間もなく亡くなられた方もいるということを知りました。町長がこういった状況を知っていますか。本当に聞くに堪えないひどい話です。このことは私が言っているのではなく町民の多くの皆さんの声だと思ってください。この点の町長の感想を伺いたい。

議長（原田安生君）

一般質問でございますので、質問内容は明確にお願いします。

はい、4番。

4番（山本典式君）

ですから、今の私が言った発言についてどういう経緯があったかとか自分の考えがどうだったかとそれに対して応えるすべはあるでしょう。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず一点、透析の問題につきましては先ほども言いましたように以前もお話しをさせていただいた通り町が公的にやることはできないというお話は以前もさせていただきました。これは前からもいっていましたがいわゆる病院側も含めて中止にさせていただいたという状況でございます。それから先ほど山本議員がおっしゃるよう
に実際に透析を受けられている患者様方の状況は私も存じております。しかしながらその状況は今までもそうでしたがこれからのことも含めてですねいわゆる北部医療圏内の中の透析医療施設の中で何とか対応をして行ける状況にあるというふうに思っております。ですから通院に困る方については補助制度を創設をさせていただいております。こういう状況でありますので、あえて先ほどもお話しをさせていただいた通り民間がこの地域にクリニックを透析の治療を検討したいというところあれば当然私はそのことを受け止めてそれに対してですよ最大限の努力をしていきたい。しかしながら民間もやはり経営の問題もございましていろんな条件があるんで条件が整ってはじめてそういう状況になるというふうに考えております。それからもう一つ、ベッドの関係ですが先ほどの最初の答弁でさせていただいた通り医療行為をするベッドは儲けるつもりはございません。これをやったら人材の問題も含めて今までと何ら変わりはありません。従いまして設計上の中での見直しをする状況もございませんしそのことについては先生方を含め病院とも検討し一時的な預かりができるような状況にしたいという方向で選挙戦もその状況をお話をさせて来て頂いておりますので以上でございます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（山本典式君）

町長、選挙のチラシの中で、ベッドは確保します、それから人工透析はクリニックの誘致、誘致ですよ、こっちから積極的に働きかけることじゃないですか。来るならってそれはもう 180 度回転したような答弁じゃないですか。それから再開に努力しますって書いてあるでしょ。町長そういうものを選挙の中でチラシで配っという今ここへ来て条件があるなら条件も書いといてくださいよ。私は今先に言ったの、私は歓迎していますよ。おそらくみんなもそうだと思いますよ。それを今ひっくり返したようなこと言うってのもってのほかじゃないですか。また公約違反じゃないですか。いいです。それから 2 番目として。笑っている時じゃないんですか。新たな公約であるベッドの確保、人工透析の再開努力を決断した町長の真意を伺いたいということです。お願いします。

議長（原田安生君）

今、答弁したばっかだよ。

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

いいですか。じゃあ応えないってことですな。次飛びますよ。いいですか言うなら重複するかもしれませんが答えてください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど答弁したとおりでございます。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

今の答え。決断した真意は先ほど答弁した通りだということで私は先ほどの答弁は答弁だと思っております。3 番として、3 番ってということもないんですけど、人は特別な状況に追い込まれると置かれると本心を話すということ私聞いたことがあります。今回町長が新たな公約を発表したのが選挙の最中ですがこのことは選挙に勝った

めの公約ではなく町長の本心によるものだと私は信じたいのです。だとすれば町長のこれまでのベッドは必要ない、人工透析中止といった方針は失策ではなかったんですか。これを新たな公約を打ち上げたということは失策だったことを意味すると思えますけどもこれで間違いないのか答弁をお願いしたい。

議長は首かしげることないでしょう。

議長（原田安生君）

質問になってないから首をかしげているんですよ。何を言っとるのかあなたはちゃんと聞いていますか答弁を。

4番（山本典式君）

それなら町長が言うべきでしょ。質問になってない。私は町長に言っているんですから。

議長（原田安生君）

何か言っていますか傍聴席。発言するなら出てってくださいよ。

4番（山本典式君）

いいですよ。言ってください。質問になってないと言ってください。
（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

以前から何度も同じ質問をずっとされてきとると思います。選挙戦における公約ですから、一番最初にお話ししたとおり相手方の公約もあるわけです。これこういった場で言って良いかわかりませんが、山本さんは相手側についての状況ですからそれはやれると言うならやれるということを書いてください。私は今の状況の中でやはり何回も、もう一度言いますよ、緊急ベッドは医療行為としてのベッドは持たないというふうに言っています。一時預かりです。ですから今の状況の中でベッドを備えればベッドの分いわゆる病床を作らなきゃいけないですよ。さらにナースセンターも必要でしょう。それからその入院のための施設が全ているわけですよ。だから今あるベッドを使いながら直ちに帰れない方は迎えに来る段階の中での臨時的な扱いでおれるようなベッドを使ったらどうかとこういう状況じゃないですか。それからもう一つ透析もそうじゃないですか、公的にやることは不可能。これは先生方も含めて今までも

そういう説明をしてきたじゃないですか。民間だってここに進出するためにはそれなりの条件が必要なわけですよ全てにおいて。そのことを理解いただけないと今の話、答弁何回もしても合わない。そう思います。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

全く話になりませんね。手のひら返したような公約を否定するのに改めての公約は今この場で否定しているでしょ。そんだけ条件付けての公約なら言わない方がいいですよ。チラシで。みんな勘違いするんでしょう。じゃあ町長に聞きますけど。これは答えてください。この前広報誌に町長就任の挨拶があったんですよ。私読みました。要旨だけ言うと、要点だけ言うと、こういうふうに書いてあった。新たな公約は選挙の結果町民の皆さんに認められたので今後の町政において進めていくと明言しているんじゃないですか。これはまぎれもなく前の医療政策は失策だったっていうこと認めた発言でもあるし新たな公約は町民が選挙に勝ったから町民が新たな公約をやってくれと言っているから町政において進めていくんだとそういう挨拶しているんじゃないですか。どうですか。

議長（原田安生君）

緊急ベッドの意味わかっとする。

はい、4番。

4番（山本典式君）

そんな事は議長が言わんでもいいんですよ。あなたが言ってください、町長が。わかっているかって。

議長がそんなもの私に問い返してどうなるんですか。町長が分からなければ町長が私に言ってください。わかっているかどうか。

議長（原田安生君）。

私は、議長として議会を全部まとめてかにかいかなだよ。ただ、あなたの言っていることは答弁を聞いても緊急ベッドの意味が分かってないような話をしとるもんで今それを言っとする。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4 番（山本典式君）

だから、それは町長が言えば良いんでしょ私に。議長が何でそんなこと言うんですか。町長を弁護したような、何で議長が発言するんですか。

議長（原田安生君）

何を言っとるんだ、あんた。
（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

山本議員がそう思われているなら、その通り思っただけであれば良いと思います。失策だというじゃないという状況。いいですか、今までもさんざんその話しをしてきましたね議会の中で、それを聞いて理解をいただけない。非常に残念であります。それから先ほども加藤議員のところでも答弁をさせていただいた通り私ではありませんが、ベッドは持たない、無床だから次のことをやるということは今も前もですよお話をしてきたじゃないですか。だから一時預かり。それから移送部会、それから後方支援、こういったものをまとめながらベッドに代わるものということじゃないですか。それをずっと今までやってきたじゃないですか。だから今度の新しいものが無床にいきますよということは今までも説明しましたし、これについての今回の真意を取らせていただいた、いうことじゃないですか。それから議会も一番最初に言いましたように一番最初の病床、透析の再開、救急医療、これ否決をいただいたんじゃないですか。無床化という状況の中で。それを受け入れていただけなかった方が、団体を3つも変えて、最後は私の解職請求というふうになったわけですよ。それにこんなこと、この一般質問の中で言うてはいけませんかわかりませんが。議員の中には2名の方がそういう状況でありましたし今回の選挙もそういう状況だったように思います。だからそういうことをご理解をいただきたいと思ひますし、何も公約違反だとは一切思っておりません。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（山本典式君）

議論しとっても平行線ですけども。だけど大方の人は you tube か何かで流しとったでしょ。あの時に町長は、俺んとうの政策と同じになっちゃったじゃないかって思う人が多いんですよ。きっと。そんだけ否定するなら何で題目だけじゃなくてクリニックはやれるけども東栄医療センターには設けれないよと公的なあれは設けれないよとそういうことも字の大きさはともかくとしても分かるように書いてくださいよチラシに。良いです町長待ってください。町長、今の私のあれに答えてください。広報誌見てください。新たな公約は町民の皆さんに選挙の結果認めていただいたので今後町政の中で進めていきますと書いてあるんですよ。これ見りゃ誰だってそう思うでしょ。思うに決まってるでしょ。もっと注釈付けて。今ここで弁解するなら、そういう広報誌のきちんとした正式な情報伝達でもある広報誌の中にきちんと書いてくださいよ。良いとこ取りをしたような文言ばっか書いて、みんな誤解していると思うんですよ、思う人は。そんなことで良いんですか。私はそれで、私もそう思ったもので次の発言の中に予定しとったんですけどまあ止めますけどもちょっと話だけはしときます。もし新たな公約が今後進めてく医療の政策だとすれば、今の無床診療所の中に少しでも部屋を取って、それからベッドもある程度3床、4床にしても、どっかの部屋を取って変更して、多少なりとも変更してそういう姿勢を見せるべきじゃないかっていう私は質問をしたかったわけです。でも今の回答だと全然その気はないと。そういう事とは別だと新たな公約は別だというようなあれで私取りましたので細かくは言いません。私は発言の中にこういうことも予定しておったわけです。確認の意味で聞きますが、例えば町長として公約実現に努力したが、議会などの理解が得られなかったので断念したという台詞で終わることが万が一にもありませんねと。そういうこと確認したかったです。でも無駄だと思います。止めます。それともう一つ次に私質問移らさせてもらいますが、町長のチラシの中に皆さんの声にしっかりお応えしますと言ってベッドの新たな確保など3点の公約がうたわれていたのに対し、もう一つ別なチラシがあったわけですけどもそれは全く反対を意味することが書いてあったわけです。私はそういうふうに取り取ったわけです。入院、透析、救急に必要な医師、看護師の人員は数倍の人数が必要になり多額な費用が必要。そして現在受けている他の医療は受けられなくなる。皆さんの負担が増えます。この2枚のチラシは発行するもとは同じですが内容は相反するものです。内容が事実かどうか確認の必要があると思いますが仮に事実とすれば町長の新たな公約実現は期待できないと思いますがというふうな質問も予定しておったわけです。だけど第一歩の踏みだしから町長が言う新たな公約と私だけじゃ恐らくないと思うんです。そういうことを含めて捉え方が全然違っておりますのでこの質問は成り立たないと思いますがあえて答弁してみてください。

議長（原田安生君）

質問内容をしっかり分かるように質問してください。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

わからにゃ結構です。答弁なしで。私4番目ですけども、先程ちょっと話あったんですけども。4番目の質問ですけども、再度確認したいと思うんですけども、先程課長と町長も答弁したんですけども不正確な報道は質していくと、ということで課長はそういう話をしたと思いますし訂正文を出すということも町長言っておりますけども、訂正文出したんですか。4番目の質問に対して。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

答弁はしっかり聞いていただきたいと思います。もう一度お話をさせていただきます。正式に記者会見を開いたものではありませんし、ある1社が掲載をしました。私どもはこういうことがないということを新聞社には抗議をさせていただいたり、ありましたが新聞社は訂正文を出さないという状況でございました。真実は先程も申し上げたとおり公選法いわゆる公営制度が新しくなり先程言いましたように適用できる選挙運動用自動車、選挙ビラ、ポスター等の経費は12月議会で議決をしていただいた後の選挙においては公費負担ができるという状況でありました。ですが、この経費は申請をしなかったということでございますので事実を受け止めていただきたいと思います。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

改めて私新聞記事からはずれてお聞きするんですけども、といいながら新聞記事になっちゃうんですけども混乱を招いた責任というのは感じておるわけですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度もこれも臨時議会で辞める時にお話をさしていただきましたし、ご理解いただけないのは残念であります。私が止めてくれと言っても止まらなかった状況であり先程6か月間その状況でありました。このことは先程もちよっと最初の答弁をさしていただきましたとおりでありますのでご理解を賜りたいと思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

混乱を招いた責任ということ書いてあるんですがこれも私新聞社の方でも訂正文は出さないということももらってあるということでしたので、いずれにしても真実分らないんですけども、ただ一般的に言うのですね今後町長が例えば公的なものは受け取らなかったと申請しなかったということ、受け取れるが受け取らなかったということもあるようですけども、私このもし町長が混乱を招いた責任を感じておるなら法的に責任があれば法的にやっぱし結論を出さなければいけないんですけども、そうでないとなればもし町長が責任を感じて今回の公的な面の申請しなかったということがそういう責任も自分の中にあって申請しなかったということになればそれは私がどちらかと言うと道義的な責任じゃないかと私はそういうふうに思っております。なおさらこの新聞記事が全部そうだとすればなおさら道義的な責任を町長は感じて新聞社にコメントしたのかなってということ思ったわけです。もしそうだとすれば法的な責任がなければ道義的責任ということでこれは道義的な責任はやはりお金で解決すべきものじゃないと思うんですよ。それは、私は今町長に根拠聞いたわけですけど直接的な答弁はなかったわけですけど。私が勝手に推測するなら町長がこうゆう一連のこれまでやってきた中で結局のところ町長がリコールになったということは私は簡単に言えば公約を守らなかったことじゃないかなと。私はそこに尽きるんじゃないのかと、だから逆に言えば今後も私は今ずっと質問を追ってきくと出足から全然違うんですね新たな公約なんて言うものじゃないんです。私は。私の理解が違つとったか、町長の方の説明不足があったのか一般的にですよ、それは分かりませんが。しかしこの責任を感じるなら、少しでも責任を感じるなら私は今まで町長は色々な名言に近いようなこと色々言った時特に医療関係は町長言つとるんじゃないですか、特に医療については皆さんの意見を聞いて町政をやってくんだと。これはもう早くにそういうこと言っているんです医療、福祉は皆さんの町民の皆さんの意見を聞いてやって

くんだというような公約もあるんですよ。そういう公約が全然無視されてここまで来た、そういう公約が無視されたっていうことの最たるものは町長リコールじゃないですか。残念ながらそういう結末に終わっていることを反省して今後はやっぱしそういう公約はきちんと守ってくと、謝るとこは謝ると。そういう姿勢がやっぱり責任を道義的な責任を果たすということになると私は思うんですよ。町長の答弁によっては、私も再質問の中でそういう話を最後にしたいということ思っておったわけですけど、私からすると今回の一般質問は本当に無駄だったなあと、そういうことを感じて終わりたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

以上で4番山本典式君の質問を終わります。

----- 1番 浅尾もと子 議員 -----

議長（原田安生君）

はい。それでは時間になりましたので再開をいたします。次に、1番、浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい。1番、浅尾もと子君。

1番（浅尾もと子君）

マスクを外して質問してよろしいですか。失礼します。それでは、日本共産党の浅尾もと子でございます。議長のお許しを得ましたので、一括質疑方式で一般質問を行います。まず第1問目、8月8日の町長選で当選した村上町長の公約実現に向けた所信について伺いたいと思います。町長が今議会で新公約にかかる意気込みや具体化を示す必要があると私は考えますし、町民は期待を持って見守っていると思います。新公約については、大村秀章愛知県知事が選挙の2日後、記者会見で、東栄町長選の結果に触れ、村上町長の新公約を注視しております。知事は人工透析、救急ベッドなどの新公約をどのように具体化していかれるか東栄町と協議しながらしっかり取り組んでいくと述べています。知事は、町長の公約について救急ベッドと認識しているわけですね。そして、出直し町長選の発端は、2年前の9月、非公開の議会で村上町長が突然透析中止を報告したことにあります。そして、東栄医療センターの救急中止とあわせ、北設楽郡唯一の入院ベット19床を本当に無くして良いのかという住民グループの問いかけが町長リコールの本請求にまで広がりました。さらに、今年2月、村上たかじ後援会が町民の署名を疑う目玉チラシを配布し、村上町長は、毎日新聞の取材に、町の説明をきちんと理解していれば、署名するとは思えず、信頼出来ないなど

と述べたことで、町内外で、政治家としての資質まで問われる事態となりました。6月16日、町長の解職の是非を問う住民投票の実施が決定的になり、村上町長は、30日付けの辞職、再選挙に至りました。まず、この半年間の情勢について、報道について紹介したいと思います。中日新聞は7月26日付けの社説に次のように述べています。東栄町では、十分な説明や合意なく矢継ぎ早に医療が縮小されることへの不安、反発もあろう。直接請求を得て町長選に地域医療の在り方が持ち込まれたことは、民主主義が健全に機能した好例として評価したいというものです。さらに、最近の朝日新聞9月3日付けは、編集委員が、町民は、医療縮小を受入れたのかと問い、返り咲いた町長は、細る医療を補完する方法を具体化し、住民を安心させるべきだと書きました。多くの人々が町長の新公約への所信の表明に注目しております。以下、私は町長の新公約、決起集会、記者会見での発言やチラシの内容などをもとに、所信の本気度を質したいと思います。まず、(1)番、村上町長の選挙運動用ビラ。こちらですね。こちらには新公約として、人工透析は民間クリニック誘致を含めて、再開に努力とあります。そして町長は当選後の8月9日の記者会見で、町営診療所での透析中止後に民間から町に進出の相談があった、中日新聞です。複数から話がある、東愛知新聞ですとこのように具体的に明かしております。私は議員として、この公約並びに町長と民間クリニックの相談について、初耳でありまして、大変に驚きました。そこで伺います。透析中止後、進出の相談、複数から話があったのはいつなのか、伺います。次に、(2)、同じビラには、新医療センター（診療所）の緊急ベッドを新たに確保とあります。町長のホームページには、緊急ベッドの数は1、2床と具体的に書かれております。しかし選挙が終わった8月10日の朝日新聞には、何と休憩用の緊急ベッド確保と書かれており、町民は混乱しております。町長、この緊急ベッド1、2床確保とは具体的にどんなものなのか伺います。三つ目、(3)は、西菌目地区に進出予定のバイオメタンガス発電施設の新公約であります。町民の反対意見に対して、町長は、一昨年末の議会で、住民の願いをかなえることは難しい立場として、個人的に残念だと答弁しております。町民アンケートで圧倒的多数の町民が反対を表明しましたが、町長は反対の意思表示を行わず、また、町独自に悪臭や汚水が出る恐れがないか、影響を検討することはありませんでした。しかし、全国を見渡せば、兵庫県赤穂市長。同じく、上郡町長。愛知県西尾市長。静岡県御前崎市長などは、自治体独自の調査を行い、住民に寄り添って産廃計画に反対の意思を表明しております。一方、東栄町では、町農業委員会が、この9月に事業用地の農地転用の意見書に係る非公開の学習会を予定していると聞きます。早ければ、失礼。農地転用の意見書に係る非公開の学習会を予定しております。早ければ月内にも、事業用地の農地転用手続きが始まるという情勢であります。村上町長は、突然新公約に掲げた住民の皆さんとの話し合いを進めていきますというものですが、この話し合いとは何か伺います。四つ目の質問です。(4)です。私は、町長の所信、公約の根拠は、町民の皆さんがしっかりと検証できるもの

でなくてはならないと考えています。村上たかじ後援会が、町長選の告示前にですね、全戸配布したチラシ。こちらですね。こちらのセンター長にお聞きしましたという囲みの記事には、こう書いてあります。センター長にお聞きしました。私は尾林候補の公約3点は責任を持って引き受けることは出来ません。入院、透析、救急に必要な医師、看護師の人員は現状の数倍の人員が必要となり、多額な費用がかかります。そして現在受けている他の医療サービスは受けられなくなります。上記の多額の費用は誰が負担するの。当然皆さんの負担が増えるのですと書かれております。センター長の発言であると読み取れますが、これらの記載内容、校正原稿を丹羽治夫センター長に確認したのか伺います。あわせて丹羽治男センター長に全戸配布の許可をとったかも伺います。(5)は国の交付税についてです。町長は8月9日の記者会見で、国から受け取った交付税を積立てておくのではなく、全額を投じて(医療サービスを充実する)施策を進めるべきだった。中日8月10日付けと反省的に述べています。町長の言う、積立てられた交付税とは、東栄病院特別会計の清算金10億8800万円のことなのか伺います。次に、第2問であります。新たな診療所等の整備計画について伺います。

(1)は、町長が新公約に掲げた緊急ベット、1から2床を実現するため、なぜ実施設計を変更しないのか伺います。続いて(2)の質問については、9月6日の議会全員協議会で報告がありましたので、省略したいと思います。8月17日、町は指名審査会を実施し、6月の指名審査会で、参加資格を確認した4社の指名を行ったと聞きました。9月16日に入札を行い、21日の議会本会議最終日に議決を得て、10月1日に着工の予定と報告を受けております。この点について答弁は結構です。最後の質問は、戸別受信機の貸与事業です。町は広報とうえい6月号で、防災行政無線の戸別受信機及びタブレット端末の無償貸与事業を明らかにしました。18歳以上で、携帯電話を所有する人がいない世帯の世帯主などに、戸別受信機を無償貸与するとし、申請期間は8月末としていました。以下、伺います。(1)8月末までの申請件数を伺います。(2)町は事業開始に当たって、申請書をホームページや回覧版に掲載せず、昨年10月に実施したアンケートで把握している対象者にも郵送しませんでした。このような申請主義は止め、町民及び対象者への周知と受付期間の延長を提案したいと思います。以上で質問を終わり、残り時間で再質問いたします。

議長（原田安生君）

1番、浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは浅尾もと子議員の最初の質問の一つ目になります。村上町長の所信、それ

から町長選告示前を含むということ、公約や決起集会、記者会見の発言、チラシ内容に基づき等というふうにあります、その前の山本議員にも答弁をしておりますので、簡略にさせていただきたいと思ひますし、長々と今、質問要旨を質問されましたので、改めて、私もですね、この間の行政方針だったり、今までの経過も含め、さらには、後援会が出したチラシまでお示しをいただきましてですね。今回の出直し町長選挙の公約までも、丁寧に御紹介をいただきまして誠にありがとうございます。くれぐれも新聞、メディアが、私の所信やですねその説明を切り取ったようなものやですね、あるいは、東栄町をよくする会などの関係者が自らの都合のよい解釈で、自分たちの署名活動を引き出したかのごとく、公約として期待するまで、言い募った、そういうようなことはですね、執行する存念はございません。先ほど山本議員のところでも、言わせて、回答させていただいたとおりでございますが、今回の出直し選挙は、昨年来からの条例の直接請求、それから解職、リコール請求、さらには、住民の監査請求の争点を踏まえた出直し町長選挙であります。自らの行政施策が賛成多数、これは何回も言うように議会の議決だったり、その民意、それから選挙でもっての多数の有権者の民意として賛同を賜っております。改めて責任を持って、進めてまいる所存でございます。それでは、山本議員のところとダブるかもわかりませんが、御回答をさせていただきます。まず1点目の透析の関係でございますが、これは透析が中止を報道されてから、令和3年度に入ってからだというふうに記憶をしておりますが、複数の団体から問い合わせあったり、お話を聞かせていただきました。先ほども山本議員の時に話したように、相手のこともあります。軽率にこの事がどうだという話をされるのはどうかということで、今回、差し控えをさせていただきましたし、当然民間でありますし、そのことによって御迷惑をおかけする恐れも多分にありますので、慎重に考えさせていただいたというところでございます。それから、(2)の緊急ベッドの関係、それからもう一つが、2番目のところにあります(1)の緊急ベッドの実施設計の変更というところがございますので、これも山本議員のところでお話をさせていただきましたが、お答えをしたとおりでございますけれども、緊急ベッドは一時的に預かれるようにするものであり、医療行為としての病床は当初から考えておりません。また設計を変更することは考えておりませんし、現在計画されている部屋だったりベットを有効に活用して一時的に活用できるというふうに考えておりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。それから、西菌目のバイオマスの関係でございますが、これは、今までも、そういう状況でお話をさせていただいてきました。住民の皆様の思いに寄り添いながら、その声をしっかりと聞いてまいりましたし、これからもそういうふうにしていきたいというふうに考えております。それから、もう一つ、センター長、私の後援会チラシであります、全戸配布等についてであります、まず尾林候補の公約3点、言うまでもなく、病床確保10床、透析再開、緊急医療対応であったというふうに思っております。センター長として責任を持って引き受けることが出

来ないこと。出来ないとのことでありましてし、選挙戦前の後援会チラシ、これは討議資料として配付したものでありますので、当然先生にも届いております。言うまでもございません。選挙戦でも訴えてきましたとおりであり、今回の新診療所保健福祉センターの建設計画はですね、以前からもお話をさせていただいておりますし、先ほど山本議員のところでも答弁をさせていただいたとおり、センター長はじめ、職員の皆様、関係者の皆さんの総意で進めてきたものであります。また、入院医療、緊急診療の中止は、先生、看護師など、職員の要望を受けて、最終的には議会が、圧倒的多数で決定したものでございます。今更疑うような質問されてもですね、どのような理由からか教えていただければならないと思いますが。私どもには反問権はございませんので、大変御無礼なことかもしれませんがお願いできれば教えていただきたいというふうに思っております。それから、1の5のですね、新聞紙上で出たということでもありますけども、東栄病院の事業特別会計は、以前から、毎年一般会計から一定の額を繰り出してしております。公設民営となった平成19年度以降もですね、毎年運営費補填等として、収益的収支及び資本的収支にそれぞれ一定の金額を繰り出し、累積赤字の解消を図ってまいりました。その財源は一般財源であります。額は平成30年度までの12年間で約21億5000万円となっております。さらにその中から、平成25年度からの5年間は、せせらぎ会に運営資金として交付をさせていただいております。こうした経理をしてきた結果として、10億円の清算金が出たということで御理解をいただきたいと。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい。次に、総務課長。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。私からは、2番目の質問になります。戸別受信機の貸与事業についてでございます。最初の(1)でございますが8月末までの申請件数ということですが、これ23件でございます。(2)の、町は事業開始に当たり、申請書をというところで、町民及び対象者への周知と受付期間の延長を提案したい、町の認識を伺う。ところですが、戸別受信機の貸与事業につきましては、広報とうえい6月号で、戸別受信機、タブレット端末の無償貸与のお知らせをしたところでございます。中身につきましては18歳以上で携帯電話を所有する方がいない世帯の世帯主などに無償貸与するものでございます。一旦、申請の期限を8月末といたしました。まだ申請につきましてはまだ必要とする町民の方がまだ多数いると思われますので、申請期限の延長等を検討しているところでございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい。執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして、再質問はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

それでは、再質問をいたします。この議会の初日、町長は所信に当たる行政報告の中で、自らの公約であった透析再開への努力、緊急ベッドの確保、バイオマスのお話し、救急にかかる交通費助成など、新公約の具体化はおろか、ひとことも触れずに終わってしまいました。私は聞いていて大変残念に思いました。果たして町長の新公約は実現されるのでしょうか。町長は透析再開に向け努力をするのでしょうか。私は大変不安に思っております。では、1問目の(4)に関わってお尋ねしたいと思っております。町長の所信を支える、新公約の根拠について伺います。こちらですね。先ほどと同じチラシでありますけれども、この新公約が書かれたチラシにはですね、先生方は状況によっては身の振り方を考えるとまで明言されています。と書かれております。私は、7月29日の医療センターでの診察の際に、主治医の丹羽美和子医師にこのチラシを見せ、身の振り方を考えるとは本当ですかと伺いました。すると、美和子先生は否定も肯定もしないとおっしゃって、事実上、町長選挙とは距離を置いていると確信いたしました。町長に伺いたいんですが、3人の常勤医師が、状況によっては身の振り方を考えると、いつどこで明言したのか根拠を示してください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

美和子先生にお伺いしたらそれが真意だと思います。選挙戦に先生方は、医療を政争の具にしたいくないということは前々から言っておりましたので、そのことは、そのとおりだと思います。それから、選挙結果後もですね先ほど山本議員とかにお話ししたようにもう既に先生方とは、話し合いを持っております。したがって、公約にあることも含めてですね、その努力をさせていただいておるところでございますので、御理解をいただきたいと。それから透析につきましては、やはり、民間ということを

ですね、さっきも言いましたように、公営で町がやることは出来ないという判断は、これはもう以前から、先生方もそういう状況でありますので、そのことはぜひ理解をしていただきたい。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

私の質問は、状況によっては身の振り方を考えると、いつどこで明言したか根拠を示してほしいというものでした。御答弁願います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

もともと、先ほど言いましたように、相手候補の尾林候補が言った3点については出来ないということは前々から言っていたと思いますし、その事をいつ言ったかどうかという問題では私はないと思っております。現状ここで残っていただくことが全てであります。今までもお話ししたように、常勤医師3名ないし最低でも2名は必ず残っていただきたい。そういう状況で今までもお話をさせてきていただいたと思っております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

またしても、状況によっては身の振り方を考えると、いつどこで明言したのか、根拠は示されませんでした。続いて、町長候補であった尾林克時さんの許可を得まして、丹羽治男センター長が7月1日付けで尾林さんに送ったというメッセージを紹介いたします。尾林さんは選挙に当たり、センター長の意向を聞きたいと申し入れたそうです。当然のことだと思います。すると、センター長から、現在、リコール関係の方、マスコミ選挙に関わるいずれの方とも面談は避けていますと、明快な返事があったということです。事実、センター長は、新聞各紙、テレビ局の取材を断ってきたのです。

私は、医療体制が争点になった町長選の公正、公平性を担保するためだったと推測いたします。そのため、私は、丹羽センター長が、このチラシにあるように、原田議長にだけ聞き取りを受け、受入れて、尾林候補を落選させる目的の後援会チラシへの掲載、そして全戸配布を容認したとは考えにくいのであります。もう1点紹介したいのは、北設楽郡医師会長の伊藤幸義先生の手紙であります。選挙後の8月10日付けで、郡医師会の会員全員にあてた手紙であります。私は大変驚きました。伊藤会長の許可のもと、内容を紹介いたします。伊藤会長はまず、今回の出直し選挙の票差が僅差であり、今後とも病床の在り方、透析、救急告示等について、町内の対立が深まってしまう懸念を表明しています。その上で、丹羽治男先生の気になる言動がありましたと書いています。すなわち、再任された前町長の選挙ビラ、後援会チラシのことで、ビラに公然と入院、透析、救急診療の中止を要望する発言。対抗候補の公約を拒否する発言。これが某町会議員が直接聞いたとする日時まで添えて記載されております。と書かれています。そして、8月3日に、医師会事務局を通じて、この点を丹羽先生本人に伺いました。丹羽先生の返答は、チラシは空想または幻想とお考えください。という御返事でした。このように書かれています。伊藤会長は、どこが空想または幻想なのでしょうかと憤りをあらわにしています。私もこのチラシは空想ではなく、現実に実際に町長選挙で町長選挙前に全戸配布され、有権者に尾林候補に投票すると、丹羽先生たち先生方は町を出ていく。という不安とメッセージを確実に与えたものだと考えております。町長に伺います。丹羽先生は、チラシは空想または幻想と発言したとのことですが、普通に理解するならば、フィクション、虚構という意味にならないでしょうか。

議長（原田安生君）

今のは想定という話ですけども、結局、その質疑の内容はどういうことなのかというのをはっきりしていませんので。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

町長の後援会が発行したチラシの記載について、丹羽センター長は、チラシは空想または幻想と発言していますが、町長はどう考えるかということです。普通に理解するならば、フィクション、虚構という意味になるのではないのでしょうかと伺っております。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それは先生の回答なんで、私が回答したわけではないんで先生にお聞きしたい。

そのことについては、先ほども浅尾議員がおっしゃるなら、丹羽先生に許可をとっていただいて今の発言をされているんですか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この点についても御答弁はなかったということで進めてまいります。私はですね、今回のチラシが大変重要な、町民を恐怖に陥れ選挙結果を左右する重大なものであったということで、御紹介しておるものであります。公的な資料を、村上さんが、村上町長が、このように答弁を避け、答えないということがあれば、選挙戦で発行されたチラシ、政策、公約について、町民には一切知ることが出来ない、選挙が終わったら、検証が許されないということになってしまいます。それは公正な選挙とは到底言えないと思います。では、続いてですね、今度は町の行政に絡めて、この（1）及び（4）について再質問させていただきたいと思います。私は町長が明らかにした透析クリニックからの相談や8月6日の決起集会での看護師はじめ技術職、職員みんな総意でこの信を問うとそうになりました、と発言した根拠について、夫とともに情報公開請求を行いました。町長選に医療センターの全職員を動員した形での真を問う発言は、町長の在職中の話であると考えます。しかし、町の回答は、情報公開に対する回答は、回答は控えさせていただきますというものであります。村上町長名で通知が出ております。これは東栄町情報公開条例の第7条、公開義務に明確に反するものだと考えます。町に対して透析の進出の相談を持ったクリニックがあるのであれば、町長には開示する責任があります。相手方について明らかに出来ないということであれば、部分的に黒塗りにする非開示という措置が考えられるわけであります。情報公開のルールは、公開か非公開かでありますので、そういったルールに関係のない任意の回答という通知は、条例からの許されない逸脱であります。町の条例に基づいて、改めて町長の発言の根拠を明らかにする、正式な決定通知書を求めたいと思いますが、町長の認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（原田安生君）

私は、退職をして出たわけでありますので、辞職をしておりますので町長ではございません。それから公式的な状況の中であれば、当然その状況を議会にもお話をさせていただきますが、先ほど山本議員のところでもお話したように、相手のある話です。相談というのはあくまで、その状況は整わない限り、そういうことは何ですかね、先ほど相手ありますし、現実的にその状況になるかどうかわからんわけです。ですからそういう状況の中で公表もしっかり検討した中でお知らせするという話をさせていただいたと思います。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

それでは、伺いますが、相談の段階がですね、村上町長との事業者とのプライベートな相談であったのかということを確認したいんですけれども。情報開示が行われなかったということ、町には一切の根拠資料がないということになるのかと思いますけれども、プライベートな相談であり、町には一切伝えていないということなのか、進捗状況を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も申し上げますように、相手のある話ですし、そういう相談が複数あったことは事実です。1団体については、関係する担当課のところも、情報としては知っているかもわかりませんが、その具体的内容についてはそこまでの状況に至ってないところもありますので、情報公開の請求がなされても、出すものはないという回答だったように思います。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

この点、透析患者の皆さん、町内外、皆さん本当に町長の公約実現に期待をして待っているわけであります。このような、まだ担当課にも十分情報提供がされていない資料がないってということではですね、余りに不誠実だと考えます。改めて、その相手方を伏せるということでは構いませんので、情報提供を求めていきたいと思えます。続いてですね、緊急ベッドについてお尋ねしたいと思えます。町長が診療所に1、2床の緊急ベッドを置くということであります。私はですね、失礼しましたこの質問は、2問目ですね、診療所整備計画についての再質問であります。緊急ベッドを置くのであれば、和歌山県高野町の高野山総合診療所のように、オーバーナイト用ベット、1床を持つ有床診療所もあり得ます。さて、私はですね、先日、人口3300人の高知県梶原町、町立梶原病院、人口2500人の宮崎県椎葉村の国保椎葉病院の事務長にお話を伺いました。いずれも県境の過疎地域に位置する30床のベッドを持つ救急指定病院であります。椎葉病院は、年間、失礼しました。椎葉病院は、少ない人員で病院を維持するために、医師がレントゲン撮影を行い、夜間は医師3名が在宅でオンコールの対応をしております。村議会の発議で病院を守るために、不要不急の時間外受診をやめようと条例を作った事で、夜間の負担が減ったとおっしゃいました。毎年2名が派遣される自治医大の医師は村で総合診療の経験を積み、椎葉を出る頃には何でもできるようになると話されます。看護師は町の奨学金事業で、25人、26人を確保し、事務職は会計年度任用職員含めて6名で回っています。東栄町では、無床診療所で9名という計画であります。そして、2つの病院はですね、特別交付税を含む交付税の算定額を明らかにし、それを病院の収入として全額を金額を明らかにした上で繰り入れております。いずれも総務省の不採算地区病院への交付税の3割増額の措置を歓迎しておられました。椎葉病院では、年間の交付税算入額は約1億3000万円で、それに加えて、町からは、2000万円から3000万円の繰入れで運営が出来ているという状況でありました。それでですね、私が申し上げたいのは、これらの病院の東栄町との大きな違いはですね、町長、議会、そして病院長、住民が一体となって、救急、入院を絶対を守るという強い意志だと思えます。大きな違いは、財政規模、人口ではないと考えます。そして、そのための努力は東栄町で尽くされたとは言えないと私は考えております。町長に伺います。人口の少ない自治体でも、病院を努力すれば維持ができるのであります。失礼しました。なので、私は町長が緊急ベッドを確保するということまで踏み込んだのであれば、1床でも2床でも、有床診療所として建設を見直すべきだと考えます。認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

他町村の状況、いわゆる、県外の情報まで御丁寧に御説明をしていただきましてありがとうございます。加藤彰男議員が1番、午前中されたとおりに、その自治体によって当然違います。今おっしゃるように、その自治体においては、1億数千万の交付税に対して、一般会計いわゆる国、村から出すものが約2000万で1億数千万。我々の病院は2億数千万7000万ぐらいまで行きましたんですかね2年度が決算を今やっています。そういう状況の中で、もう既に、それも違うわけでありまして。人口分布も違いますし、近隣の圏域いわゆる医療圏域がどうなっているかちょっと私もわかりませんが、そういう一端的な状況をやはり確認をしていただかないといけないではないかと思えます。それから、今までも、私たちも東栄町はですね、今の東栄病院から、公設民営に変わり、またそれから公設公営に戻ったわけでありまして。医師の状況もそうですが、今までもですよ、そういう状況を議会においても説明をさせていただいておりますし、そういう状況の中でここまで来たわけでありまして。私どもの状況で、一次医療は必ず守るというこの約束をさせていただきましたし、今回の選挙の中でもお話をしたように、在宅医療に振り替えていくということは、その方向で、先生方含めて、関係する皆さんがそういう状況であります。ですからその方向に向かっていくのが、私たちのこれからこの地域でですね、やはり安全に暮らしていくためにはですよ。本来なら私も以前も言ったように、今までどおりあるのが1番良い、間違いなく、病床もですよ、あったほうが良いと思えますし、救急も受入れを受け入れるという状況ですが、現場でそれが出来ないという状況です。それからもう一つ、反問権がないのでいかんですが、以前から浅尾議員は、医師の補償をすれば、紹介する医師がおると言いましたが、1度も紹介をいただいております。あれば私そこ出向きますと、何回も言っておりますが、全くもってありません。そういう状況で今も現役の常勤医師の確保、何とか残っていただきたいという状況を、今回の選挙も通じ、その後も既に話し合いを持っております。それから近隣町村についても、豊根村さん含め、新城市はこれ選挙を迎えますのであれですが、医療圏の中での取組みをしっかりとやっていこうという状況になっております。そのことを踏まえて、もう一度、3000人を切った私ども町の中、状況を見ればですね、患者の状況もわかりますし、それから、潤沢にある財源はないわけです。それから人材もそうです。その中で、私どもがやれることは、やはり、以前からお話ししとるように、診療所、保健福祉センター等が必要になり、皆さんが啓蒙して、そこを支える人をまず必要じゃないんでしょうか。それから、潤沢な財源といいましても、一般財源としてあるものが既に税収3億を切つとるわけです。皆様方が望むようなことをやれるのは、やはり、医療だけではありません。ほかの施策もあるわけです。トータルにやはり考えていただきたい。それから、私ども

も努力をされたいということを散々言われましたけども一生懸命努力させたいと思います。だからこそ、議員の皆様方一人一人もですねそういう状況の中で、ぜひ一緒になってですね、今の医療を残すということをまず考えていただきたい。それから、透析についてもですよ現実的に以前からお話ししているように、北部医療圏域内の医療機関の中で受入れが出来ないわけじゃないんです。今でも新しい患者が生まれています。そこを理解いただきたい。それから、民間がここへ進出するという事は、医療圏の中の患者の取り合いも考えなきゃいけない。だから、圏域内の状況をやはり皆で検討し、分析しながらその状況を作らない限り、ただ来るから良い、それは確かに近くにあるのが1番いいわけですよ。誰もそうですが、そのことをしっかり考えていただきたい。以上でございます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

透析のクリニックが来るから良いという発言。来るから良いではなくて、来ていただくために努力してほしいというのが、透析患者さんと町民の願いであるということをお伝えしたいと思います。医師の確保についても、御発言がありました。尾林候補が示した政策の前提は、医師の増員確保という前提がありました。一方の町長は、医師確保は出来ないということが前提になっています。私がお話をお伺いした二つの病院でもですね、医師の確保については、自治医大卒の県から派遣される医師に頼っております。大村知事は会見の中で、新城市民病院への派遣医師を11人、東栄は1人、これが2021年ですね。11年から北部医療圏に、東三河北部医療圏に計12人に派遣医師を倍加したと話しております。東栄町は診療所化で1人に減ったということも明らかにしております。知事の発言、これだけ県としては、北部医療圏に力を入れるという実績があるわけですから、その医師を東栄で確保出来なかったということは、知事の努力不足を失礼、町長の努力不足を知事が指摘したものではないかと私は考えます。最後に1点。お伺いをいたしたいと思います。今後の整備計画、また入札についての再質問であります。設計、入札を見直すべき新たな問題が、この議会の直前に報告されたということを受けて、お尋ねいたします。町は9月6日、非公開の議会全員協議会で、医療センター等整備計画の財源として、これまで見込んできた厚生労働省の補助金、国民健康保険調整交付金1億4227万円の申請を断念し、借金、過疎債に振り替えると報告しました。この交付金を除けば、12億を超える整備計画の財源はほとんど全て町と町民の負担になります。平成30年以来の、財源計画が突然に変更されたこと、私は初耳でありました。町は、保健福祉センターに住民健診ができる専

用診察室、検査室がないため、交付基準を満たさないことがわかったと説明しております。そして交付基準を満たすには、150 m²の増築、7000 万円程度の追加予算がかかるため申請を断念したと言いました。私は、町やコンサルタントが事前に厚労省の交付基準を確認しておけば、申請断念という事態は避けられたのではないかと考えます。税収が3億を切るという現状で、その半分にも当たるような巨額の交付金であります。町民にこの事実を知らせぬまま、当初から計画してきた財源を失った責任がどこにあるのか、明らかにしないまま、今議会には財源更正の予算が、計上、提案されておりますけれども、この予算、未だ議決はされてないわけであります。この財源更正を議会が認めていない。その状況で9月16日には入札を強行するという事は許されないと考えます。入札中止を求めたいと考えます。認識を伺います。

議長（原田安生君）

通告のどこにありますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

入札そして設計変更について伺っておりますので、問題ないと考えます。

議長（原田安生君）

この通告の中には、今審議しとる内容のものは入っていませんので、今の質問は却下いたします。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

それでは、私はですね、今後、委員会質疑などでも繰り返しお尋ねすることになるかと思っておりますけれども、この1億4227万円。町民にとっての貴重な財源をこもう簡単に手放してしまう。または、最初からそんなずさんな計画であったのかということに本当に驚きを持っております。そして、こんな状況で入札中止、入札をするということですね、町民の理解は到底得られないと考えますので、入札の中止を改めて求めて質問を終わります。

議長（原田安生君）

以上で1番、浅尾もと子君の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程、一般質問を終了いたします。本日はこれにて散会といたします。